

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (日本の新たな水際措置、非常事態宣言の延長)

#### 【ポイント】

- 10月1日以降、日本に入国・帰国される方で、ワクチン接種証明書を所持している方については、入国後10日目以降に自主的に受けた検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を、厚生労働省(入国者健康確認センター)に届け出ることにより、自宅待機の期間を短縮することが可能となります。
- 昨日、ハンガリー国会において、秋の国会開始15日後までの期限であった非常事態宣言を延長する法案が通過し、同宣言の延長が決定されました(期限は2022年1月1日まで)。

#### 【本文】

1 10月1日以降、日本に入国・帰国される方で、ワクチン接種証明書を所持している方については、入国後10日目以降に自主的に受けた検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を、厚生労働省(入国者健康確認センター)に届け出ることにより、自宅待機の期間を短縮することが可能となります。

今回の短縮措置で有効とされるワクチンは、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナの3種類で、いずれかのワクチンを2回以上接種し、日本入国・帰国時点で2回目のワクチン接種日から14日以上経過している必要があります。その他短縮の条件等の詳細については、こちらをご確認ください。

○ワクチン接種証明書による待機期間の短縮等について(厚生労働省・検疫所)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836306.pdf>

2 自費検査を提供する検査機関一覧はこちらをご参照ください。

自費検査を提供する検査機関一覧(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)

3 その他、これまでにお知らせした日本への入国・帰国にあたっての基本的な流れ(出国前72時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明の提出、誓約書の提出、スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用、質問票Webへの登録、到着時のコロナ検査等)に変更はありません。